



## 自転車傷害補償特約



自転車搭乗中の事故や他人が運転する  
自転車との衝突・接触事故で、ケガをされた場合に  
補償される、自動車保険にセットいただける特約です。

特約がセットされていないと……

自転車で転んで  
しまった…。  
ケガも痛いけど、  
治療費の出費が痛い……



自転車は手軽に利用できる乗り物ですが、  
さまざまな危険が潜んでいます。

- 自転車を運転中に自ら転倒し、ケガをしてしまった…
- 歩行中、他人の自転車に衝突されて、ケガをしてしまった…



困った

特約がセットされていれば……

KAPくるまる(総合自動車保険)にセットすることができる特約です。

自分が自転車を運転しているときも、  
他人の自転車にぶつけられたときも、  
補償があるので安心だね!



良かった

※日常生活個人賠償責任補償特約とセットでのお引き受けとなります。

この特約と日常生活個人賠償責任補償特約の両方をセットすることで、自転車に関するご自身とご家族のおケガの補償とあわせて、他人への損害賠償責任が補償されます。

詳しくは裏面をご覧ください。



# 日本国内で起きたお客さまやご家族の方の自転車搭乗中の事故による傷害や、運転中の自転車との衝突・接触による傷害を補償します。

## ■お支払いする保険金

### ①死亡保険金および後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合や後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

補償項目	お支払いする保険金
死亡保険金	300万円*
後遺障害保険金	300万円×後遺障害の程度に応じて4%~100%

\*1回の事故につき、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、300万円からその金額を控除した残額がお支払いする死亡保険金となります。

### ②医療保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院された日数が5日以上の場合に、保険金をお支払いします。おケガをされた部位とその症状に応じて、「部位・症状別保険金支払額表」に記載されている金額をお支払いします。

### 部位・症状別保険金支払額表

(単位:万円)

部位 症状	頭部	顔面部			頸部	胸部 または腹部	背部、腰部 または臀部	上肢		下肢		全身 (注6)
		眼および 歯を除く	眼	歯 牙				肩 手を除き、 指を除く	手 指	足 指を除く	足 指	
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫または筋、腱もしくは靭帯の損傷もしくは断裂(注1)	3	3			3	3	3	3	3	3	3	9
挫創、挫滅創または切創	9	9			6	9	9	6	6	6	6	21
筋、腱または靭帯の断裂(注2)						39	39	21	21	24	18	
骨折または脱臼	39	18			48	21	36	21	12	39	15	51
欠損または切断		12		3				60	21	60	18	
頭蓋内・眼球の内出血・血腫(注3)	72		18									
神経の損傷または断裂	72	24	36		24		24	24	18	24	18	
脊髄の損傷または断裂					72		72					
臓器の損傷もしくは破裂(注4) または眼球の損傷もしくは破裂			36			54						
臓器の損傷または破裂(注5)						33						
熱傷	3	6			3	6	6	3	3	3	3	21
その他	6	6	6	6	6	6	6	6	6	9	9	9

(注1)完全に切断されないものをいいます。(注2)完全に切断されるものをいいます。(注3)脳挫傷を含みます。(注4)手術を伴うものをいいます。(注5)手術を伴わないものをいいます。(注6)上表の「全身」とは、同一の症状につき、次の(1)~(6)の部位のうち、3部位以上にわたるものをいいます。(1)頭部 (2)眼および歯を除く顔面部 (3)頸部 (4)胸部、腹部、背部、腰部または臀部 (5)上肢 (6)下肢

**保険金お支払例** 部位:下肢(足指を除く)、症状:骨折で通院5日以上の場合、**39万円**をお支払いします。

## ■特約保険料

- 2,000円(年間保険料:一般契約一時払の場合)

## ■ご留意点

- この特約は日常生活個人賠償責任補償特約とセットでのお引き受けとなります(単独でのお引き受けはできません)。
- 補償の対象となるご家族は、①記名被保険者、②その配偶者、③「①または②」の同居の親族、④「①または②」の別居の未婚のお子さまです。
- 「自転車傷害補償特約」のみ保険金をお支払いする場合、ノンフリート等級別料率制度の事故件数にはカウントされません。

## ❗ご注意

- このチラシは「自転車傷害補償特約」の概要を説明したものです。自動車保険の詳しい補償内容は、「KAPくるまるパンフレット(PB381600)」、「約款冊子」等をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- ご契約の際は、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

## 共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL:(03)3504-0131(代)  
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先